

（国における推進体制）

- こども政策推進会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、政府一体となって、こども大綱を総合的に推進する。
- こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画（仮称）」として取りまとめる。こども家庭審議会において、その実施状況等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画（仮称）」を改定し、関係省庁の予算概算要求等に反映する。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。
- こども政策を担当する内閣府特命担当大臣は、「内閣府設置法第11条の3の規定により置かれた内閣府特命担当大臣が掌理する企画立案・総合調整事務の遂行に関する実施要領」（令和5年8月）に基づき、総合調整権限を機動的かつ柔軟に発揮する。必要に応じ、内閣府設置法第12条に基づく関係行政機関の長に対する勧告等の権限を適切に行使する。
- こども施策の実施の推進及び関係行政機関相互の調整等のため、関係府省庁の局長級からなる幹事会を活用する。幹事会構成員は、所属省庁におけるこども施策の推進の中核として省内関係施策の取りまとめと推進を担う。
- 「こどもまんなか実行計画（仮称）」の実施状況とその効果、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、こども大綱を見直す。

（数値目標と指標の設定）

- こども大綱が対象とするおおむね5年の間に達成すべき具体的な数値目標を設定する。数値目標は、総花的に羅列するのではなく、戦略的に施策が進められるよう、「第3 基本的施策」の柱立てごとに設定する。こども・若者、子育て家庭からみて何がどのように変わるのかがわかるようなものとなるよう留意する。
- 参考指標として、①数値目標に紐づく個別の施策の進捗状況を検証可能とする指標、②こども・若者、子育て家庭の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※これまでの少子化社会対策大綱における数値目標、子ども・若者育成支援推進大綱に基づく子供・若者インデックスボード、子供の貧困対策大綱における指標の進捗等を踏まえて、数値目標及び指標を設定する。

（自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携強化）

- こども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。地域の実情を踏まえた自治体こども計画が策定されるよう、働きかけや支援を行う。
- 国と地方が情報共有・意見交換する場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進していく。地方自治体の取組状況を把握し、取組を促進するための必要な支援を行うとともに、現場のニーズを踏まえた地方自治体の先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化していく。
- こども施策に係る地方自治体との人事交流を推進する。

（国際的な連携・協力）

- 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）に関し、SDGs実施指針に基づく取組を進める。
- 「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」（GPeVAC）のパスファインディング国として、子どもに対する暴力撲滅に取り組む。
- 児童の権利に関する条約に基づく児童の権利委員会からの総括所見等に関し、こども家庭審議会の下で必要な対応について検討し、国内施策への適切な反映を図る。
- 各種国際会議や国際合意における議論の結果について、国内施策に適切に反映するとともに、当該会議等の場において我が国のこども施策を積極的に発信する。
- 国連児童基金（UNICEF）やOECDをはじめとする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携を強化する。

施策の推進体制等について

(安定的な財源の確保)

- こども基本法第16条の趣旨を踏まえ、こども大綱を推進するために必要な安定的な財源について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、その確保に努めていく。
- こども未来戦略方針(令和5年6月閣議決定)に基づき、今後3年間の集中取組期間において実施する「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定的な財源を確保する。
- 「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども1人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する。